

## 京都府動物愛護推進計画(中間案)に対する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和2年12月17日(木)～令和3年1月7日(木)
- 2 意見募集の結果 4個人・8団体、24項目
- 3 ご意見の趣旨及びこれに対する京都府の考え方

項目	ご意見の趣旨	京都府の考え方
1	猫の殺処分頭数の削減に向けて所有者に責任を果たすよう指導しても、子猫が捨てられると野良猫になって繁殖してしまうこととなる。避妊・去勢手術費用の助成を行うことが有効な手段の一つと考えるが、府として広域的な制度創設は出来ないか。	繁殖防止措置については、本来、各飼養者の責任で行われるべきものですが、地域の実情に詳しい市町村が必要に応じて独自に助成制度を設け、事業を実施されているものと理解しています。 府としては、改定計画の中に、野良猫対策も含め、市町村に寄せられる動物に関する苦情に的確に対応することを目的としたマニュアルづくりを盛り込むこととしており、引き続き市町村に対する技術的支援を行ってまいります。
2	近年、猫の糞尿被害、餌やりなどに対する苦情が多く寄せられ、また避妊去勢への補助に係る問い合わせがあるが、本市では制度がないと説明している。 府において補助金交付制度を検討されていないか。	
3	「所有者責任の徹底等」において、京都市、八幡市、城陽市及び久御山町が繁殖防止措置に対する助成を行っているとされている。 府として獣医師会との連携などによる助成制度の検討を行ってもらうことが出来ないか。	
4	「獣医師会、動物取扱業者団体、動物愛護団体等の役割」欄において、「行政と連携した取り組みを組織的に牽引していくことが期待されています。」とある。 法令等に基づき施策を進める行政だけでは、動物愛護の推進を図る上で、おのずと限界があると考えられ、同記述の趣旨に賛同する。	令和2年4月に国が示した基本的指針において、「動物に対する考え方は多様であることを前提とし、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と意識醸成に向けた取り組み」や「国や地方公共団体、動物愛護推進員、獣医師会業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等をはじめとする関係者の連携協力の下、様々な機会を捉えた教育活動や広報啓発活動等」が必要であるとされています。 今後も、多様な主体と相互に理解し合い、適切に役割分担しながら、動物愛護の取り組みを進めてまいります。
5	市町村の策定する関係条例に関する記述の中で、「亀岡市環境美化条例(平成17年3月)」を「亀岡市ポイ捨て等禁止条例(令和2年8月)」に修正してもらいたい。	ご意見の通り、該当箇所の修正を行うことといたします。
6	「動物苦情対応マニュアル(仮称)」の策定に当たっては、警察に情報提供すべき基準についても含めていただきたい。	今後、同マニュアルを策定する作業の中で、ご意見のありました点について、どの様に盛り込むべきかを検討してまいります。
7	中間案から、平成27年に京都市と京都動物愛護センターの共同運営を開始して以来、同市としっかり連携し、着実に成果をあげてこられたことが読み取れた。 今後も、府内で人や動物の概ね半数を占める同市と引き続き、相互に協力し合いながら動物愛護行政を更に前に進められることを期待する。	人と動物が共生する社会の実現を図っていくためには、府と京都市が歩調を合わせて取り組んでいくことが重要であり、引き続き緊密に連携しながら、目標達成に向けて施策を進めてまいります。
8	動物愛護管理担当職員に関する記述について、「その役割を果たすことが今後一層期待されます。」と記載されているが、「重要な役割を担っています。」との表現の方が相応しいのではないか。	この度の法改正により、都道府県等において動物愛護行政を担う職員の配置が義務づけられることとなりましたが、府ではこれに先駆けて府条例により府職員を必置とし、これまでから動物愛護行政の最前線で重要な役割を担ってまいりました。当該職員については改正法のもとで、今後一層の活躍が期待されているとの意味合いを持たせているところです。

9	<p>「動物の育成」について、動愛法でも使われない用語であり、また、「動物の育成」では、主語や意味がわかりにくい。行政が動物を育成するようにも受け取れる。</p> <p>法律で使われる「動物の管理」もしくは、「（所有者による）動物の適正飼育に関する支援」など、意味の分かる用語を使えないのか。</p>	<p>「育成」には「教育や訓練を施して育み、育てる」という意味があります。単にコントロール（管理）するだけでなく、共生社会の実現のためあらゆる主体が動物に関わっていくことを意図しており、前回の計画見直し（平成27年1月）時に計画の名称から「管理」を用いず「愛護推進計画」とした考え方を踏襲したものです。</p> <p>今後、新たな計画について府民や事業者等に説明する機会を捉え、その趣旨がしっかり伝わるよう工夫してまいります。</p>
10	<p>「特定動物チェックシート」を作成するとしているが、法改正により個人は愛玩目的で飼育できなくなったはずなので、誰に対する施策なのかわかりにくい。</p> <p>立入調査する行政職員が使うチェックシートのことか。事業者が自らチェックするシートであったとしても、その対象はほとんどがすでに対策ができていない「動物園」ではないか。</p>	<p>令和元年6月の法改正により、愛玩目的による特定動物の飼養は原則として禁止されましたが、特定動物の展示を行う動物園や試験研究などの目的であれば飼養が認められており、また愛玩目的であっても令和2年5月末までに許可を受けていれば当該個体に関しては飼養の継続が可能となっています。</p> <p>一方、特定動物はその逸走や、不適切な管理により人に重大な危害を及ぼす可能性があることから、今回の制度改正を機に交雑種が特定動物に追加されたことを含め、特定動物の飼養・保管に係る許可を受けた者自らによる正しい理解のもとで、飼養管理の更なる徹底を改めて図ろうとするものです。</p>
11	<p>「感染症対策」にわざわざ「狂犬病を除く。」と書くのはなぜですか。この計画の根拠法令に狂犬病予防法が含まれていないのであれば、施策の中に「舞鶴港での対策」、「犬の登録及び予防注射」「（目標数値としての）接種率」もあるので、全体として整合性がとれていない。わざわざ除く必要もないのではないかと。</p> <p>また、狂犬病を疑う事例が発生したときの対応（検査や防疫体制など）は検討されていないのか。厚生労働省のホームページには「国内動物を対象とした狂犬病検査実施について（平成26年8月4日 健感発0804第1号）」という通知があるが、府では何も検討されていないのか。これこそ対応マニュアルが必要ではないか。</p>	<p>今回の推進計画改定に当たって、内容をより分かりやすくするため、施策を4つのカテゴリーに仕分けを行いました。これにより、第2章 現状・課題と施策の3（3）感染症対策が、先の（2）犬の登録・狂犬病予防注射に続くことから、感染症対策に「狂犬病を除く。」と付記を行ったものです。</p> <p>ご意見をを受けて内容を精査したところ、「感染症対策」は「狂犬病予防注射」の一部を包含し、（2）と（3）が重複しても全体としての矛盾は生じないと考えられましたので、該当箇所の「狂犬病を除く。」という文言を削除することとします。</p>
12	<p>返還・譲渡率について、これまでの府計画になかったため、定義や計算方法を図表の下に記載することはできないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画に記載する数値目標の定義等について、より分かりやすくお伝え出来るよう、すべての項目について、欄外に注釈を加えることといたします。</p>
13	<p>野犬のように譲渡になじまない性質の動物もいると計画（案）で説明されているが、目標値として殺処分ゼロ、譲渡返還率100%の達成は実態に合っているのか。本来であれば譲渡に向かない、人になつかず攻撃性のある危険な犬猫まで譲渡して、目標を達成しようとする圧力になりかねないのではないかと。</p>	<p>これまで一度も人に飼われたことのない犬や猫に社会性を身につけさせた上で、新たな譲渡先を探すことは決して容易なことではありません。これらの犬・猫は元々人に飼われていた犬・猫が飼養放棄されたことが原因で生じたことが多いことも事実であります。現在、京都動物愛護センターで飼養管理している犬・猫のみならず、10年先を見据え、所有者責任や終生飼養の徹底をして頂く働きかけなど、殺処分される犬・猫が生じない環境づくりに向けた取り組みの継続が重要であると考えます。</p>
14	<p>動物愛護管理法では、府及び京都市以外の自治体も動物愛護管理担当職員の指定に努めることとされているが、府は各市町村に働きかけているのか。市町村としても自発的に動物愛護管理担当職員を置くよう取組んだり、府から働きかけが必要ではないか。</p>	<p>この度の動物愛護管理法改正により法第37条の3第2項において、指定都市や中核市以外の市町村についても、動物愛護管理担当職員の配置に努めるとされたところです。</p> <p>ただし、同職員は獣医師等の動物の適正な飼養及び保管に専門的な知識を有するものとされていますが、現時点で京都府、京都市以外の市町村に、獣医師などの専門職員は採用されておりません。加えて、各自治体の判断により条例においてその配置を定めることとされています。</p> <p>その実現は簡単ではありませんが、引き続き、府内市町村との会議等を通じ、趣旨の徹底を図ってまいります。</p>
15	<p>「実験動物を取り扱う大学や企業等を把握」とありますが、具体的にどのように把握するのでしょうか。現時点で把握されている件数はどのくらいあるのか。</p>	<p>現時点で府内の実態を把握している状況にはありません。今後、把握の手法について検討していくこととしておりますが、抽出した数箇所程度を対象に聞き取りやアンケート調査を行うことなどを想定しています。</p>

16	<p>幼少時から青年期に至るまでの間、子供たちに動物愛護教育を施すことは、子供に生命の大切さを身につけてもらうために大変重要である。中でも、その時々年齢層ごとに、適切な内容やテーマ、題材を選定する必要がある。</p>	<p>府域では幼児や児童を対象として、動物との関わりを通じ、命の大切さについて理解を促す動物愛護教育を進めてきたところです。</p> <p>引き続き、この取り組みを継続するとともに、今後、対象とする年齢層を広げるについても検討してまいります。</p>
17	<p>養鶏業者の中にはアニマルウェルフェアの考え方に反し、狭い鶏舎に鶏を押し込めるなどの実態があると聞く。養鶏業者を含む畜産業者が、家畜等を出荷するまでの間、家畜を大事に飼育してもらいたい。また、消費者もアニマルウェルフェアの存在を知り、地域に広げていくことが必要である。</p>	<p>「アニマルウェルフェア」は近年、国際的にも理解の広がりつつある新たな概念であり、まずは畜産関係部局としっかり連携し、畜産業界にその浸透を図ってまいります。</p> <p>また、消費者団体を対象とした講習会等の機会を通じ、広く府民にもこの考え方について啓発してまいります。</p>
18	<p>不適正飼養により明らかに室内で動物が死亡又は衰弱していることが推測されても通報段階では警察との連携がなされず事態が動かない実例が見受けられることから、虐待疑いなど、事件性の有無が明確でないものについて、警察、行政のいずれが所管するかを判断する基準を設けるべきではないか。</p> <p>また、動物の虐待事案の対応に当たっては、府、動物愛護センター、府警本部、警察署に加え、関係市町村、開業獣医師、動物愛護団体との連携が必須であり、相互の連携を強化し、情報共有しながら適切に対応することが必要である。更に、動物取扱業において、虐待飼養と見なされる事案が確認された場合、直ちに警察に通報する仕組みをつくっていただきたい。</p>	<p>府、京都市、府警本部は、平成25年度に動物愛護管理事業推進連絡会を設置し、愛護動物の遺棄や虐待に係る意見交換や対応した事案を報告することにより、情報共有や役割分担の明確化、連絡体制の整備を図ってきたところですが、今後、更に「動物虐待対応マニュアル」を策定する中で、所管や通報に関する基準についても検討してまいります。</p> <p>また、今回の計画改定のテーマの一つに、関係機関等との協働・連携の強化を掲げていますが、動物愛護センターや府警本部、市町村は勿論、ボランティアや獣医師会、動物愛護団体等、あらゆる主体が、それぞれの果たす役割を理解した上で、相互に協働・連携しながら、各施策を進めることが出来るよう努めてまいります。</p>
19	<p>動物取扱業者に適用される飼養管理基準について、既存事業者には経過措置が設けられたが、不適正な管理をする事業者には期間終了を待たずに対応を強化することとなった。取り締まり、勧告、命令、業の取り消しをはじめ、厳正な監視が必須である。</p>	<p>動物取扱業者に対し、計画的に立入調査や監視を行うことにより、この度の法改正で規制強化された事項を中心に基準の適合状況を確認してまいります。また、基準適用に係る経過措置期間であっても、計画書の提出を求めるなど、実効性のある指導を行ってまいります。</p>
20	<p>実験動物の飼養及び保管の基準の徹底を図るため、動物実験施設に関する届出制を設けることについて要望したい。届出制度がないことにより、避難等の責任の所在が不明確になると考えられる。</p> <p>また、動物実験の実施の透明性を確保するため、各大学や企業が設置する倫理委員会について、当該企業や業界と利害関係のない有識者で構成されていることの確認をお願いしたい。</p>	<p>実験動物に関しましては、まずは府内における現状や実態を把握することが必要であると考えます。その上で、実験動物の適正な飼養や保管を徹底するため、外部有識者のご意見を十分にお聞きしながら、動物実験を行う大学や企業に対する効果的な啓発・指導の方法などについて検討してまいります。</p>
21	<p>動物愛護活動の名の下に、野良猫に餌をやるような京都市の「まちねこ制度」には反対である。地域で野良猫の面倒をみることを認めてしまうと家同士が猫の好き嫌いで喧嘩になりかねない。</p>	<p>地域に暮らす野良猫について、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化等の一定のルールに基づき適切に管理すると共に、避妊去勢手術を行うことにより、野良猫に一代限りの命を全うさせる活動を地域猫活動と言い、京都市ではこれを更に発展させた「まちねこ活動」という名称で活動が行われています。</p> <p>この活動は、地域住民間で合意がなされていることが大前提となりますが、猫対策の一環として府域における同活動のあり方を関係団体や市町村等の協力も得ながら検討していこうとするものです。</p>
22	<p>地域に迷惑をかけるような動物の飼い方をする所有者にはちゃんと罰則を与えて頂きたい。そうすることにより迷惑をかける飼い方をする人が減ると思う。</p>	<p>令和元年の法改正により、動物の所有者等は動物の飼養及び保管の基準を守らなければならないとされ、責務規定がより明確化されたところです。不適正な飼養を行う所有者等に対しては、これらを根拠に一層厳格な指導を行ってまいります。</p>
23	<p>不幸な野良猫を減らすためには野良猫を捕獲して、避妊去勢手術をすれば良いのではないかと。ボランティアにお金を出させて府は出さないのか。また、新たに野良猫を飼う人を探さないのか。</p>	<p>猫には行政がこれを捕獲するという制度はありませんが、所有者不明ややむなく飼えなくなったことを理由に猫が動物愛護センターで収容された場合、室内飼養や人に慣れさせ、また、健康状態を確認した上で手術に適した月齢の猫に避妊去勢手術を施し、新たな飼い主への譲渡を進めているところです。</p>
24	<p>市町村が動物に係る苦情に的確に対応できるよう「動物苦情対応マニュアル作成を支援する」とあるが、苦情は市に言えば良いか、府に言えば良いのか。</p>	<p>府域においては当該市町村又は所管する府保健所が、京都市内であれば京都市が苦情相談窓口となります。府域では市町村と府保健所が緊密に連携して動物の苦情に対応しているところです。</p>